

熊本県施設開設準備経費助成特別対策事業補助金交付要領

第1 趣旨

この要領は、施設開設準備経費助成特別対策事業の実施のための補助金の交付に関し、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）及び熊本県健康福祉補助金等交付要項（以下「要項」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

第2 補助の対象とならないもの

次に掲げる事業は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）に定める地方公務員の給与に充てるもの
- (2) 他の国庫負担（補助）制度により現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業
- (3) その他施設開設準備に関する事業として適当と認められない事業

第3 補助金交付申請等の手続

(1) 補助金の交付申請

ア 規則第3条第1項の申請書の提出部数は1部とし、別に定める日までに提出するものとする。

イ 規則第3条第1項の申請書は、要項第3条第1項の規定にかかわらず、別記第1号様式によるものとする。

ウ 規則第3条第2項の添付書類は、要項第3条第2項の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとする。

(ア) 事業計画書（別紙1、別紙2）

開設予定施設の場所を示す地図

(イ) 補助事業等に係る収支予算書（別記第2号様式）又はこれに代わる書類

(ウ) その他参考となる書類

(2) 補助事業の内容等の変更

規則第7条第1項の変更申請書は、要項第5条第2項の規定にかかわらず、別記第4号様式によるものとし、事業変更計画書の様式は、事業計画書（別紙1、別紙2）を準用するものとする。

第4 補助金に付す条件

本補助金の交付に当たっては、次の条件を付すものとする。

(1) 県が、事業者が実施する事業に対して補助金を交付する(以下、「県補助対象事業」という。)場合

ア 県補助対象事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、知事の承認を受けなければならない。

イ 県補助対象事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。

ウ 県補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

エ 県補助対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定めている耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けずに、この県補助対象事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

オ 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

カ 県補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、県補助対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

キ 県補助対象事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)は、別記第11号様式により速やかに、遅くとも基金事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに、知事に報告しなければならない。

また、この補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に納付しなければならない。

ク 交付すべき補助金の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について県に納付しなければならない。

ケ 事業者は、県補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

コ 事業者が県補助対象事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

サ 県補助対象事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

シ 事業者がアからサにより付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。

(2) 県が、市町村が実施する事業（以下、「市町村実施事業」という。）に対して補助金を交付する場合

ア 市町村実施事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。

イ 市町村実施事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。

ウ 市町村実施事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

エ 市町村実施事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けずに、この市町村実施事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

オ 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

カ 市町村実施事業により取得し、又は効用の増加した財産については、市町村実施事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

キ 市町村実施事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書（別紙3）を作成するとともに、市町村実施事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ、調書及び証拠書類を市町村補助事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

ク 市町村がアからキにより付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。

(3) 県が、市町村が事業者の実施する事業（以下、「市町村補助対象事業」という。）に対して補助金を交付する（以下、「市町村補助事業」という。）事業に対して補助金を交付する場合

ア 市町村補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。

イ 市町村補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

ウ 市町村補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書（別紙3）を作成す

るとともに、市町村補助事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ、調書及び証拠書類を市町村補助事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

エ 市町村が、市町村補助対象事業に対してこの補助金を交付する場合には、次の条件を付さなければならない。

（ア）市町村補助対象事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、市町村長の承認を受けなければならない。

（イ）市町村補助対象事業を中止し、又は廃止（一部の中止、又は廃止を含む。）する場合には、市町村長の承認を受けなければならない。

（ウ）市町村補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は市町村補助対象事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市町村長に報告してその指示を受けなければならない。

（エ）市町村補助対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、市町村長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

（オ）市町村長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市町村に納付させることがある。

（カ）市町村補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、市町村補助対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

（キ）市町村補助対象事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、速やかに、遅くとも基金事業完了日の属する翌々年度6月30日までに、市町村長に報告しなければならない。

また、この補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市町村に納付しなければならない。

（ク）交付すべき補助金の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について市町村に納付しなければならない。

（ケ）市町村補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を市町村補助対象事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の

属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(コ) 市町村補助対象事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

(サ) 市町村補助対象事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど市町村が行う契約手続きの取扱いに準拠しなければならない。

(シ) 事業者が(ア)から(サ)により付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を市町村に納付させることがある。

オ エにより付した条件に基づき、市町村長が承認又は指示する場合には、あらかじめ知事の承認又は指示を受けなければならない。

カ エの(オ)(キ)及び(シ)の条件により、市町村補助対象事業者から財産処分による収入又は補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を県に納付させることがある。

キ 事業者がエにより付した条件に違反し、エの(キ)により市町村へ納付があった場合には、この納付額の全部又は一部を県に納付させることがある。

第5 実績報告

(1) 規則第13条の実績報告書は、要項第9条第1項の規定にかかわらず、別記第7号様式によるものとする。

(2) 規則第13条の添付書類は、要項第9条第2項の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとする。

ア 事業実績書(別紙4、別紙5)

イ 収支精算書(別記第2号様式の2)又はこれに代わる書類

ウ 事業実施を証明する書類

(3) 事業実績報告書の提出期限は、事業の完了の日から起算して25日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日とする。

ただし、事業を翌年度に繰り越した場合は、事業の完了の日から起算して25日を経過した日とする。

第6 補助金の請求等

補助金の請求書は、別記第9号様式によるものとする。

第7 補助金の概算払

本補助金について、精算払を原則とするが、必要があると認める場合は、当該事業の歳出予算の範囲内において概算払をすることができる。

なお、補助金の概算払の請求書は、別記第10号様式によるものとし、請求書の提出期限は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の3月1日とする。

附則

この要領は、平成30年(2018年)11月6日から施行し、平成30年(2018年)4月1日から適用する。

この要領は、令和元年(2019年)7月22日から施行し、令和元年(2019年)4月1日から適用する。

この要領は、令和3年(2021年)6月10日から施行し、令和3年(2021年)4月1日から適用する。